

武蔵野市文化振興基本方針策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 武蔵野市（以下「市」という。）の文化振興の方向性を示すための武蔵野市文化振興基本方針（仮称）（以下「基本方針」という。）の策定にあたり、必要な事項について検討するため、武蔵野市文化振興基本方針策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所管事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について検討し、その結果を市長に報告する。

- (1) 市の文化に係る政策の評価に関する事項
- (2) 市の文化に係る政策の在り方に関する事項
- (3) 前2号に掲げるもののほか、基本方針を策定するために市長が必要と認める事項

(組織)

第3条 委員会は、次に掲げる委員11人以内をもって組織し、市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 武蔵野市立小中学校長会を代表する者
- (3) 市の文化に関わる事業者
- (4) 公募による市民
- (5) 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長各1人を置く。

2 委員長は委員の互選により選出し、副委員長は委員の中から委員長が指名する。

3 委員長は、会務を総括し、委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集する。

2 委員会が必要と認めるときは、委員会の会議に委員以外の者の出席を求め、説明若しくは意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(委員の任期)

第6条 委員の任期は、委嘱又は任命の日から平成30年9月30日までとする。

(報酬)

第7条 委員の報酬については、武蔵野市非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和36年2月武蔵野市条例第7号）第5条第1項の規定により市長が定める。

（ワーキングチーム）

第8条 委員会の補助機関として、ワーキングチームを置くことができる。

（事務局）

第9条 委員会の事務局は、市民部市民活動推進課に置く。

（その他）

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会について必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

- 1 この要綱は、平成29年6月1日から施行する。
- 2 この要綱は、平成30年9月30日限り、その効力を失う。